

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年5月24日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

- 議案第 5号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 9号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
- 議案第10号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
- 報告第 6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第 7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第 8号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
- 報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第10号 農地改良届出について

出席者 加藤彰夫 ほか12名

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 10番 杉本常男 委員 11番 神谷友裕 委員

議 事

議 長 はじめに、議案第5号を上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第5号

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、次のとおり提案いたします。

(1) 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

別紙に沿って説明させていただきます。

まず、1ページ目は、農業委員会の状況についてです。

1の農業委員会の現在の体制では、農業委員の定数及び実数等について、2の農家・農地等の概要では、管内の農家及び農地に関する数値について、記載しております。

続きまして、2ページ目は最適化活動の実施状況についてです。

1の最適化活動の成果目標(1)の農地の集積には、①に現状及び課題、②に令和5年度の目標、③に実績を記載しております。令和5年度の実績については今年度末の集積面積(累計)(G)のとおり687haで、目標の655haを32ha上回り、達成状況は104.8%となっています。

(2)の遊休農地の発生防止・解消には、①に現状及び課題、②に令和5年度の目標、3ページ目③には実績を記載しております。令和5年度の実績については2.7haで、目標の0.8haに対し達成状況は338%となっています。

④その他につきまして、農地の利用状況調査及び利用意向調査等の活動について記載しております。

農業委員会の点検結果として、目標及び活動ともに妥当であったと考えます。今後も農家の高齢化や耕作者の不足による新たな遊休農地の発生抑制及び解消を図るべく、引き続きパトロールへのご協力をお

願いたします。

(3) の新規参入の促進には、①に現状及び課題、②に令和5年度の目標、次ページ③には実績を記載しております。令和5年度の実績について、新規参入者は3経営体であり、取得農地面積は0.4haとなっています。

農業委員会の点検結果としては、活動は妥当であったと考えますが、新規参入者の継続的な確保のため、引き続き新規参入者の掘り起こしが必要であります。

続きまして、2の最適化活動の活動目標、(1)には推進委員等が最適化活動を行う日数目標を記載しております。(2)の活動強化月間の設定には①に目標、②に実績を記載しております。取組内容については、5月において、毎年9月に行う農地パトロールの事前調査として例年通り現地調査を行ったこと、10月において、毎年訪れる利用権の更新時期に合わせて、担い手への集積・集約化を促したこと、さらに、2月において、利用意向調査後の調査状況を共有し、各地区において対応できる体制を整えたこと、計3回です。

(3) の新規参入相談会への参加については、①に目標、②に実績を記載しております。実績内容については、1月に行った、人・農地プランの見直しに係る協議において井ヶ谷地区の担い手1名を中心経営体へ位置付けました。

最適化活動の活動目標の達成状況の評語についてですが、農業委員会としては「目標に対して期待を上回る結果が得られた」と判断しました。

続いて、推進委員等の点検・評価結果についてですが、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」の評語に27人全員の推進委員等が該当となりました。

なお、最適化活動の活動目標の達成状況の評語及び推進委員等の点検・評価結果については、令和5年3月9日付け4経営第2784号農林水産省経営局農地政策課長通知の別表に基づき、目標項目ごとの点数を算出して判断しております。

続きまして、最後のページは、事務の実施状況についてです。

1 から 3 までの実際の実施状況及び件数等は記載のとおりであり、事務処理について特に問題ありません。

4 の違反転用への対応については、令和 5 年度末時点の違反転用面積は 7. 2 h a であり、年度当初と比較して 0. 3 h a の解消となりました。

今後も違反転用地は随時発生することを踏まえ、早期発見及び未然防止のため、農地パトロールの実施及び農地法の周知が必要であると考えます。また、是正指導が困難なケースは、継続的な指導が必要と考えています。

別紙については以上となります。

議案書の 1 ページに戻ります。

(2) 提案理由について

この案を提案したのは、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないからであります。

以上です。

議 長 議案についてご審議をお願いします。
上程議案について異議質問等ありませんか。

議 長 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第 5 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第 5 号を原案通り決定します。
次に、議案第 9 号整理番号 16 を上程し、事務局に説明を求めます。

なお、近藤庄次委員は農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席していただきます。

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。
6 ページをご覧ください。

議案第9号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号16〕

（所在及び面積）

● ● ● ●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

● ● ● ●

（借受人）

● ● ● ●

（利用目的）

田

（期間）

令和6年6月1日から令和8年11月30日まで

以上です。

議 長 議案についてご審議をお願いします。

上程議案について異議質問等ありませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議長 異議なしと認め、議案第9号整理番号16を原案通り決定します。

次に、議案第10号整理番号2及び3を上程し、事務局に説明を求めます。なお、私、加藤彰夫は農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席いたします。退席中の議事進行は杉浦俊広会長代理にお願いいたします。

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。

委員

事務局 引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

議案第10号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号2〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和6年6月1日から令和16年1月31日まで

以下、10ページ〔整理番号3〕まで申し出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上です。

杉浦俊広 議案についてご審議をお願いします。
委 員 上程議案について異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第10号整理番号2及び3を原案通り決定
委 員 します。

議 長 次に、議案第6号から議案第10号及び報告第6号から報告第10
号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。
2ページをご覧ください。

議案第6号
農地法第3条の規定による許可について

〔受付番号2〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)



経営規模拡大のためとの事由により、所有権を移転するものです。
申請地取得後の経営面積は71aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3ページをご覧ください。

議案第7号

農地法第5条の規定による許可申請について

〔受付番号2〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)



(貸人)



(借人)



(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、刈谷記念病院の南約100mのところに位置していません。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

申請人は、住所地にて夫、子3人及び母の6人で暮らしていますが、家財等が増え手狭になったこと、また、持病の関係で母から生活面の支援を受けながら、互いの生活を分離できる環境が必要となったため、完全分離の2世帯住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より

借り受けられる旨の回答を得られることができたため、分家住宅1棟
111.26㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和6年4月1
1日付けで、農用地利用計画の変更を完了しております。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議されてお
り、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4ページをご覧ください。

議案第8号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和5年9月20日

(事由)

納税猶予適用のため

5ページをご覧ください。

議案第9号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号14〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和6年6月1日から令和10年11月30日まで

以下、8ページ〔整理番号21〕まで申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

9ページをご覧ください。

議案第10号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和6年6月1日から令和15年11月30日まで

以上、先ほど議決されました案件を含め、申し出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

11ページをご覧ください。

報告第6号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号2〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、〔受付番号3〕のまで届出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

12ページをご覧ください。

報告第7号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号1〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

住宅敷地

以下、14ページ〔受付番号11〕まで届出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

15ページをご覧ください。

報告第8号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 152ha

畑 11ha

(当該事業年度売上高)

130,655,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 水稲、小麦、白菜

関連事業等の内容 農作業受託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

16ページをご覧ください。

報告第9号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[整理番号1]

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和6年5月1日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、17ページ〔整理番号3〕まで通知がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

18ページをご覧ください。

報告第10号

農地改良届出について

〔受付番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和6年5月10日から令和6年6月20日まで

以上で説明を終わります。

議長 上程議案、並びに報告について、ご審議をお願いします。
上程議案、並びに報告について、異議質問等ありませんか。

杉本常男 報告第7号の転用事由について、住宅建築、分譲住宅建築及び住宅
委員 敷地、分譲住宅敷地とありますが、どのような違いですか。

事務局 届出前に建築物の建築面積等がわかっている場合は住宅建築となり、
建築物が建つ予定だが、その具体的な内容が明確でない場合は住宅敷
地となります。

杉本常男 転用事由が住宅敷地と届出があった場合に、その後事由のとおり
委員 ならなかったときはどのような対応になりますか。

事務局 現場を確認し、指導することもあると思います。

議長 質問等なければ、上程議案、並びに報告につきまして採決をいたし

ます。

議案第6号から議案第10号及び報告第6号から報告第10号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第6号から議案第10号及び報告第6号から報告第10号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

1 0 番 _____

1 1 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 山 中 裕 三

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介